

(様式 2)
 処分基準（不利益処分関係）

		担当課	林業政策課	検索番号	1 - 1
法令名	森林組合法	根拠条項	1 1 2		
不利益処分	共済事業に係る定款、規約等の変更及び業務の停止等の命令				
<p>森林組合法（昭和 53 年 5 月 1 日 法律第 36 号） (根拠規定) 第 112 条 行政庁は、共済事業を行う森林組合に対し、その事業の健全な運営を確保し、又は組合員を保護するため、森林組合の業務若しくは財産の状況又は事情の変更によって必要があると認めるときは、当該事業に関し、定款、規約、信託規程、共済規程若しくは林地処分事業実施規程の変更、業務の全部若しくは一部の停止若しくは財産の供託を命じ、又は財産の処分を禁止し、若しくは制限し、その他監督上必要な命令をすることができる。</p> <p>(処分基準) 森林組合等関係法令の処分に係る審査基準等の設定について（平成 29 年 4 月 10 日付け 29 林第 13 号農林水産部長通知） 2 不利益処分（処分の基準） (1) 法第 112 条の規定による定款変更、業務抵当の監督命令に係る処分の基準は同条の規定のとおりとする。</p> <p>(その他)</p>					